時間外選定療養費について

当院は二次救急医療機関として、入院を必要とするような重症の患者さんや、緊急の処置、対応が必要と考えられる、緊急性の高い患者さんを受け入れております。

しかしながら、夜間・休日に多く受診される患者さんの中には、緊急性を認めない (いわゆる軽症の)患者さんも少なからず受診されており、本来の目的である重症の 患者さんへの迅速な対応に支障をきたしております。

このような状況を改善し、夜間・休日に緊急性を認めない患者さんの受診を控えていただくため、2023年12月1日より、緊急性を認めないと判断した場合、診察代等とは別に7,700円(税込)を時間外選定療養費として徴収させていただくことになりました。

当院の救急診療、更には地域医療を守るためにはやむを得ない措置ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

*時間外選定療養費は、厚生労働省から認められた制度です。

| 金額 | 7,700円(稅込) | |
|------|------------|--------------|
| 対象時間 | 平日 | 17:00~翌日9:00 |
| | 土曜・日曜・祝日 | 終日 |
| | ・年末年始 | |

以下の患者さんについては、時間外選定療養費の徴収対象外となります。

- 救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- 救急車で来院された場合
- 受診後、そのまま入院した場合
- 当院で治療中の疾患が急変した場合
- 救急診療室で外来手術をした場合
- 当院医師から受診を指示された場合
- 生活保護法による医療扶助の対象である場合
- 特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
- 労働災害・公務災害・交通事故の場合